

身近にこんなトラブルが!  
かながわ消費生活 **注意・警戒情報**



**格 安 販売を装った  
悪質な通販サイトに注意!**

相談事例



インターネットで、通常より格安でブランド品を販売しているサイトを見つけた。支払方法は銀行振込みのみだったため、指定された個人名義の口座へ振り込んだ。

その後商品が届かず、問い合わせようとしたが、サイトに記載のある電話番号は使用されておらず、連絡がとれない。どうしたらよいか。



**通販サイトを利用する前に「特定商取引法に基づく表示項目」等で、事業者の所在地や連絡先、販売責任者名等の情報を確認しましょう。**

◆ 価格が極端に安い、支払方法が銀行振込に限定されている、サイト上の住所・電話番号などが明確に記載されていない、日本語の表現が不自然、といったサイトは、悪質サイトの可能性があります。

◆ 振り込んでしまった場合、消費生活相談窓口や最寄りの警察署に相談し、振込先の金融機関に口座凍結を申し出ましょう。振り込んだお金を取り戻すことは非常に困難ですが、振り込め詐欺救済法により、振り込んだお金の一部が戻ることがあります。



◆ コロナ禍でインターネット通販の利用が増えているなか、トラブルも増加しています。少しでもおかしいと思ったら、すぐにお近くの消費生活センター等にご相談ください。



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は  
**消費者ホットライン**

☎局番なし **188**  
(身近な消費生活相談窓口につながります。)

国民生活センター  
公式LINE  
のご案内はこちら



# 令和4年4月から成年年齢引下げ！



民法改正により、令和4年4月1日以降は、18歳から成人になり、18歳・19歳も大人として取り扱われます。

ローンを組んだり、クレジットカードを作ることができるようになる一方、成人になってからの契約は、「未成年者取消権(※)」が使えなくなります。

※保護者の同意なく結んだ契約を取り消せる権利



つまり、**新成人は狙われる！**

(若者に多いトラブル事例)

- 先輩の誘いを断れず投資の教材を購入してしまった
- エステの無料体験だけのつもりがコース契約してしまった
- 一回きりの購入だと思ったら定期購入だった
- 出会い系サイトで知り合った人に実際会うためには高額なポイント購入が必要だった



悪質業者は、契約に不慣れな若者を狙っています。SNSを使い、友達などを装って近づいてくる場合もあります。「プレゼント」「あなただけ特別」などの甘い言葉には要注意！「必ず儲かる」ことはありません。契約書はよく読んで、内容をよく理解してから契約しましょう。

啓発アニメーション「コレがまさかのアレでした。」をご覧ください！

若者向け



トラブルに巻き込まれやすいシチュエーションとは？先輩たちが巻き込まれたトラブルを見てみましょう。

保護者向け



あなたのお子さんは大丈夫？これを見て、お子さんの被害を未然に防ぎましょう。

■ 成年年齢引下げに関する若者向け情報サイト ■

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/seinen\\_nenrei/index.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/seinen_nenrei/index.html)

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう

くらし安全防災局くらし安全部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)相談第二グループ

消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>

Facebook(かながわの消費生活) <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

Twitter(かながわ中央消費生活センター) [https://twitter.com/kanagawa\\_shouhi](https://twitter.com/kanagawa_shouhi)



〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506

